

NPO 法人 アングラーズプロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人アングラーズプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県大和郡山市小泉町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、関西を中心とした河川や湖沼といった水辺の環境保全に関心のある者及び釣り活動に関心のある者たちとともに、水辺の清掃活動、釣り教育活動、水辺の周辺地域のまちづくりに関する事業を行うことで、将来における水辺の環境改善、子どもたちの釣り知識の向上、水辺周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)環境の保全を図る活動
- (6)災害救援活動
- (7)地域安全活動
- (8)子どもの健全育成を図る事業
- (9)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 水辺の清掃活動事業
 - ② 釣り教育と水辺の安全講習活動事業
 - ③ 他団体や地域との交流を通して地域の発展に寄与する活動事業
 - ④ 釣り場の現状を知つてもらう啓発活動事業
 - ⑤ SDGs の推進に関する事業
- (2) その他の事業
- ① 物品販売事業
 - ② 食品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポーター会員 この法人の事業をサポートするために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかるわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告に掲載して行う。

第10章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 福西 健太
副理事長 佐藤 邦彦
同 片山 卓己
監事 宮本 尚美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 1 月 31 までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
入会金	1 口 1,000 円	入会金 1 口 20,000 円
年会費	1 口 4,000 円	年会費 1 口 30,000 円
(2) サポーター会員	個人	団体
入会金	1 口 1,000 円	入会金 1 口 10,000 円
年会費	1 口 2,000 円	年会費 1 口 20,000 円

- 7 当初の主たる事務所は、〒639-1042 奈良県大和郡山市小泉町 1982 番地 28 に置く。

役員名簿

NPO 法人アングラーズプロジェクト

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ふくにし けんた 福西 健太		無
副理事長	さとう くにひこ 佐藤 邦彦		無
副理事長	かたやま たくみ 片山 草己		無
監事	みやもと なおみ 宮本 尚美		無

設立趣旨書

1 趣旨

NPO 法人アングラーズプロジェクト（以下「本団体」という）は、関西を中心とした水辺の環境保全活動に关心の高い釣り人たちを中心として発足した。本団体の設立前は、設立代表者を中心として定期的に水辺のごみ拾い活動をボランティアとして行っていたが、その活動の参加者が 50 名を超えるようになったため、NPO 法人化することで、より社会貢献したいという思いが強くなっていた。

現在、関西を中心とした水辺には廃棄物やプラスティックゴミなどが散乱して水辺環境や釣り場の環境が悪化している。そのため、今回、NPO 法人化することで、多くの人に水辺環境や釣り場環境の現状を知ってもらい、水辺の清掃活動を通して環境保全の社会貢献に取り組むとともに、未来の子どもたちに釣りの楽しさを知ってもらう機会の提供をしたいと考えている。また、大学や他の地域団体と連携して、今よりも多くの人が水辺の清掃活動に参加する機会を設けて、地域の活性化や社会の交流の場の提供にも貢献したいと考えている。

2 申請に至るまでの経過

2021 年 7 月 ボランティアとして関西中心の水辺の清掃活動開始。

毎年、定期的に清掃活動のイベントを開催し、その参加者は 70 名を超えるようになる。

2024 年 10 月 NPO 法人の活動拠点となる主たる事務所の決定、団体名を NPO 法人アングラーズプロジェクトに決定。発起人の選任。

2024 年 11 月 NPO 法人アングラーズプロジェクト設立のための発起人会議開催

2025 年 1 月 NPO 法人アングラーズプロジェクト設立総会開催

令和 7 年 1 月 7 日

NPO 法人アングラーズプロジェクト
設立代表者 福西 健太

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番です。

令和7年度事業計画書

成立の日 から令和8年1月31日まで

NPO 法人アングラーズプロジェクト

1 事業実施の方針

令和7年度は、団体設立の旗揚げとして水辺の清掃活動を行う。本年度で検討しているのは、大和川での清掃活動と琵琶湖での清掃活動である。清掃活動時に水辺周辺環境や釣り場の現状を知ってもらう啓発活動も同時に行う予定である。それと同時に、団体として今後発展していくためにも、地域団体等に挨拶周りを行い、本団体の協賛者を増やし、水辺周辺地域での認知度も高めていく予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
<u>水辺の清掃活動事業</u>	湖沼や河川の清掃活動	随時	大和川	0人	10~20人	300
<u>釣り教育と水辺の安全講習活動事業</u>	子どもたちを対象とした釣り大会の開催の開催と、普通救命講習の実施	本年度は実施しない	琵琶湖	0人	50~70人	300
<u>他団体や地域との交流を通して地域の発展に寄与する活動事業</u>	マルシェやイベントに参加し、地域を活性化させていく	本年度は実施しない				
<u>釣り場の現状を知ってもらう啓発活動事業</u>	湖沼や河川の清掃活動時に釣り場の現状や水辺環境の現状の説明を行い、環境問題の認識を高める講習を行う。	随時	大和川 琵琶湖	0人	10~20人 50~70人	30 30
<u>SDGs の推進に関</u>	大学や大学生とコラボして、	本年度は				

<u>する事業</u>	SDGsの認識を高める活動を行う。	実施しない。				
-------------	-------------------	--------	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込額(千円)
物品販売事業	マルシェやイベント参加時に釣りの現状を知ってもらうための啓発活動を実施するとともに、当団体のタオルやステッカーといった物品や食品を販売する。	本年度は実施しない。			
食品販売事業					

令和8年度事業計画書

令和8年2月1日 から令和9年1月31日まで

NPO 法人アングラーズプロジェクト

1 事業実施の方針

初年度に引き続き、大和川や琵琶湖といった関西中心の水辺の清掃活動を行う。関西圏の水辺周辺地域や行政との関係を築き、大和川や琵琶湖以外でも清掃活動が行えるように活動の幅を広げていく。その清掃活動時に水辺の現状を知ってもらう講習を行い、参加者に水の大切さや生き物の大切さを知ってもらう啓発活動も行う。清掃活動以外の事業については、1期目、2期目で情報収集を行い、3期目で実施できるように目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
<u>水辺の清掃活動事業</u>	湖沼や河川の清掃活動	随時	大和川	0人	10~20人	300
		随時	琵琶湖	0人	50~70人	300
<u>釣り教育と水辺の安全講習活動事業</u>	子どもたちを対象とした釣り大会の開催の開催と、普通救命講習の実施	本年度は実施しない。	関西圏			
<u>他団体や地域との交流を通して地域の発展に寄与する活動事業</u>	マルシェやイベントに参加し、地域を活性化させていく	本年度は実施しない。				
<u>釣り場の現状を知ってもらう啓発活動事業</u>	湖沼や河川の清掃活動時に釣り場の現状や水辺環境の現状の説明を行い、環境問題の認識を高める講習を行う。	随時	大和川 琵琶湖	0人 0人	10~20人 50~70人	30 30
<u>SDGs の推進に関</u>	大学や大学生とコラボして、	本年度は				

<u>する事業</u>	SDGsの認識を高める活動を行う。	実施しない。				
-------------	-------------------	--------	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
物品販売事業	マルシェやイベント参加時に釣りの現状を知ってもらうための啓発活動を実施するとともに、当団体のタオルやステッカーといった物品や食品を販売する。	本年度は実施しない。			
食品販売事業		本年度は実施しない。			

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年1月31日まで

NPO法人アングラーズプロジェクト
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 正会員受取会費	600,000	0	
サポーター会員受取会費	600,000	0	1,200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	0	500,000
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	0	100,000
4. 事業収益			
特定非営利に関する事業収益	200,000	0	200,000
その他の事業に関する収益	0	0	0
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	2,000,000	0	2,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
仕入	400,000	0	400,000
広告宣伝費	200,000	0	200,000
消耗品費	60,000	0	60,000
支払利息	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
その他経費計	660,000	0	660,000
事業費計	660,000	0	660,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
支払手数料	440,000	0	440,000
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
租税公課	0	0	0
その他経費計	440,000	0	440,000
管理費計	440,000		440,000
経常費用計	1,100,000	0	1,100,000
当期経常増減額	0	0	900,000

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	900,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			900,000

令和8年度事業年度 活動予算書
令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

NPO法人アングラーズプロジェクト
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 正会員受取会費	600,000	0	
サポートー会員受取会費	600,000	0	1,200,000
2. 受取寄附金	500,000	0	500,000
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等	100,000	0	100,000
受取民間助成金			
4. 事業収益	200,000	0	200,000
特定非営利に関する事業収益	0	0	0
その他の事業に関する収益			
5. その他収益	0	0	0
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	2,000,000	0	2,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
仕入	400,000	0	400,000
広告宣伝費	200,000	0	200,000
消耗品費	60,000	0	60,000
支払利息	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
その他経費計	660,000	0	660,000
事業費計	660,000	0	660,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
支払手数料	220,000	0	220,000
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
租税公課	0	0	0
その他経費計	220,000	0	220,000
管理費計	220,000	0	220,000
経常費用計	880,000	0	880,000
当期経常増減額	0	0	1,120,000

III 経常外収益	0	0	0
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	1,120,000
前期正味財産額			900,000
次期繰越正味財産額			2,020,000